

# 月形町道の駅オープンに向けた特産品開発を支援します!!

## ～ 月形町ふるさと特産品開発補助事業 ～

町では、道の駅の令和6年秋オープンに向けて、「道の駅」の魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上のため、特産品開発について重点的に支援することを目的に、令和5年度に「ふるさと特産品開発補助事業」を新設し、令和6年度も引き続き事業を実施することとしました。

新たな特産品を開発し、一緒に月形町を盛り上げてくれる方を次のとおり募集しますので、ぜひ、ご活用ください。

### ●補助対象者

- (1) 町内対象者：町内に住所を有する個人・法人・団体
- (2) 町外対象者：道内に本店・営業所・事務所などを有する法人

### ●補助対象経費

原材料費・技術コンサルタント料・消耗品費・試験分析費・デザイン費など

※補助対象経費は、試作品の開発までを対象とします。

※販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット製作・什器備品購入費など）、人件費、旅費（交通費・日当・宿泊代など）および食糧費は対象外とします。

### ●補助金額

- (1) 町内対象者：補助対象経費の10分の9以内（上限額100万円）
- (2) 町外対象者：補助対象経費の2分の1以内（上限額50万円）

### ●補助対象事業

- (1) 新たな特産品の開発または商品化に関するものであること。
- (2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること。
- (3) 開発した商品を納入することに確実性があること。
- (4) 販売予定価格および販売価格が適正であること。
- (5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること。



### ●申請期間

原則、次の申請期間のみの受付となりますので、ご了承ください。なお、事前相談は随時受け付けていますので、申請前に担当までお問い合わせください。

第1期申請期間：4月1日（月）～4月12日（金）

第2期申請期間：9月2日（月）～9月13日（金）

※予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります。

### ●申請方法

補助を希望する方は、申請期間内に企画振興課地域振興係に申請書を提出してください。

### ●交付決定方法

- (1) 担当者による事前審査を行います。
- (2) 月形町ふるさと活性化運営協議会において計画書の内容および補助率の審査を行います。なお、協議会委員に対し、計画内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- (3) 協議会の審査結果を踏まえて、町長が補助金の交付決定を行います。

### ●その他

- (1) 本事業は3年間（令和5年度から令和7年度まで）の期限付き事業となります。
- (2) 補助対象経費となるのは、補助金の交付決定以降にかかった経費となります。交付決定前に支出された経費については、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- (3) 町内対象者1事業者あたり3年間で100万円までを上限、町外対象者1事業者あたり3年間で50万円が上限となります。

申請・問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ ☎53-2325 FAX 53-4373  
E-mail chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp